

相続土地国庫帰属制度について

1. 相続土地国庫帰属制度の創設について

相続をした土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

* 国庫帰属をお考えの方はまず[こちら](#)をご覧ください。

* 制度の概要など詳細は[法務省ホームページ](#)をご覧ください。



2. 相続土地国庫帰属制度の事前相談について

事前相談は、**予約制**で対面又は電話により、長崎地方法務局**本局**で実施しています。

相談のご利用に当たっては、[こちら](#)を必ずお読みいただき、[「法務局手続案内予約サービス」](#)からご予約をお願いします。

申請前に
ぜひご相談を！！



* インターネット環境がない場合などは、電話でお問い合わせください。

【電話：095-820-5937（長崎地方法務局登記部門）】

* 予約がない場合、相談をお受けすることができないことがあります。

3. 相続土地国庫帰属承認申請の標準処理期間について

長崎地方法務局において、相続土地国庫帰属の承認申請が提出されてから国庫に帰属するまでに通常要すべき標準的な期間（「標準処理期間」といいます。）は、「8か月」としています。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。